

## 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用 の促進に関する法律案（概要）について

平成20年3月  
農林水産省

### I 趣 旨

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するため、原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画に係る制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し農業改良資金の償還期間を延長する等の支援措置を講ずる。

### II 法案の内容

#### (1) 基本方針の策定

主務大臣は、食料・飼料の安定供給に配慮しつつ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針を定める。  
(第3条関係)

##### ※ 農林漁業有機物資源

農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるもの

※ 主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣（廃棄物の処理に関する事項）

#### (2) 事業計画の作成

##### ① 生産製造連携事業計画

農林漁業者等は、バイオ燃料製造業者等と共同して、原料生産からバイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。

(第4条関係)

##### ② 研究開発事業計画

研究開発を行う者は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料としての利用の促進に資する研究開発事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。

(第6条関係)

### (3) 支援措置

- ① 農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法及び沿岸漁業改善資金助成法の特例（農林水産省）

（2）の①の計画の認定を受けた農林漁業者等が計画に従って農林漁業有機物資源の生産を行うのに必要な資金の償還期間を10年以内から12年以内に延長する。

（第8条～第10条関係）

- ② 中小企業投資育成株式会社法の特例（経済産業省）

（2）の計画の認定を受けた者又は当該者が設立する株式会社について、中小企業投資育成株式会社が株式の引受け等を実施することのできる範囲を拡大する。

（第11条関係）

- ③ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例（環境省）

（2）の計画の認定を受けた者が行うバイオ燃料の製造（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備等について、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の業務の範囲を拡大する。

（第12条関係）

- ④ 種苗法の特例（農林水産省）

（2）の②の計画に従って育成された新品種について、出願料・登録料の減免を行う。

（第13条関係）

### Ⅲ 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日

### Ⅳ その他の措置

地方税法において、（2）の①の計画に従って新たに取得したバイオ燃料製造設備について固定資産税を軽減（取得後3年間は課税標準額の1/2を軽減）

# 農林漁業バイオ燃料法案の概要

## 背景

- 農林水産物の需要の低迷
- 休耕地、耕作放棄地の拡大による食料生産能力の低下
- ◎原油価格の高騰

など

## 必要性

- 『バイオマス・ニッポン総合戦略』  
⇒バイオマスを輸送用燃料として利用していくことを明記
- ◎国産バイオ燃料の生産拡大工程表  
⇒2030年までの大幅な生産拡大を図る

## 課題

- 農林漁業者等と製造事業者の連携がとれておらず、原料の供給が不安定
- 原料の生産・収集・輸送コストが高い
- バイオ燃料の製造コストが高い
- これらの研究開発が途上

- バイオ燃料(エタノール、BDF、木質ペレット等)の生産は現状では極めて小規模

⇒バイオエタノール生産量30KL  
(H19.3現在)

## 法案

### 【目的】

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化

### 【概要】

- ・食料・飼料の安定供給への配慮
- ・地球温暖化対策との調和

### ○国が基本方針を作成

- ・促進に関する意義及び基本的方向等について記載

### ○基本方針に基づき作成された計画を国が認定

- ・農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者が共同で原料生産と燃料製造に取り組む計画
- ・バイオ燃料の製造の効率化に向けた研究開発に取り組む計画

### ○認定された取組を国が支援

- ・農林漁業者に対する改良資金等の特例
- ・中小企業投資育成株式会社等の業務特例
- ・産業廃棄物処理事業振興財団の業務特例
- ・新品種の育成に対する登録料等の減免
- ・バイオ燃料製造業者に対する固定資産税の減免

農林漁業の持続的な発展の観点から農林水産省  
エネルギー供給源の多様化の観点から経済産業省  
廃棄物であるバイオマスの適正処理の観点から環境省  
の三省が共同で取り組みを推進

## 法案の効果

- 農林漁業におけるバイオマスの新たなニーズの創出

- 休耕地、耕作放棄地における資源作物の作付けによる農地の保全と食料生産力の増大

- ◎農林漁業者の所得確保と経営の安定

- ◎バイオ燃料の生産拡大によるエネルギー源の多様化及び地域活性化

- ◎農林漁業に係る資源の有効活用と地球温暖化の防止